

支障除去等に対する支援の見直しに関する意見

産業廃棄物の不法投棄事案や不適正処理事案について、原因者等が原状回復等の措置をとらず、やむを得ず都道府県が支障除去等を行う場合、都道府県は廃棄物処理法第13条の15に基づき、必要な費用に関し、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金から支援を受けることができる。

この支援制度は、代執行となった場合に発生する都道府県の多大な費用負担を軽減するものであり、都道府県が行為者等に対して迅速に措置命令を発し、また、代執行による支障除去等を確実に行う上で、重要な役割を果たしている。

しかし、近年、基金への産業界からの出えん額が目標額に達しない一方で、支援実績は平成27年度に行われた見直し時点での必要見込額を超過しており、毎年度支援可能な額が減少している。このため、早ければ令和3年度にも資金が枯渇する可能性が懸念されている。

国においては「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」を設置し、支援の在り方について見直しに向けた検討が行われているところであるが、基金が今後その機能を発揮していくためには、安定的な財源の確保と、これに裏付けされた現行水準の支援の枠組みの維持が必要不可欠であると考える。

については、支援の在り方検討に当たって、次の事項について提言する。

1 産業界からのより幅広い出えんの協力について

産業界への出えん協力の依頼に当たっては、出えん者が社会的に評価されるよう工夫すること等により、幅広く出えんを促し、十分な財源を確保すること。また、社会貢献の観点からの任意の拠出によって財源が確保されない場合には、財源確保の確実性を担保できる新たな方法を検討すること。

2 基金が不足した場合の対応について

基金の充実に向けた努力にもかかわらず、大型の支援案件の発生等により、万一、支援のための資金に不足が見込まれる場合には、国において現行水準の支援を維持できるよう資金を確保すること。

3 支援額の絞り込みについて

支援額の絞り込みについての詳細な運用は、基金を管理している産業廃棄物適正処理推進センターと環境省とが協議し、決定することであるが、その際には、都道府県が意見を述べる機会を確保すること。また、都道府県の意見を十分反映した上で、絞り込みに関する基本的な考え方を明確に示すこと。

令和2年10月14日

全国知事会